

スーパーグローバル大学創成支援事業の成果に関する検証部会の設置について

1. 目的

10年に渡る長期事業として、平成26年度に開始し、我が国の大学の国際化を後押ししてきた「スーパーグローバル大学創成支援事業」は、来年度(令和5年度)をもって補助事業期間を終了する。

本事業を通じ、徹底した国際化に取り組む37大学の改革を支援してきた結果、事業全体としてどのような効果や成果が生まれているのかの検証を行うことは、ポスト・コロナ時代の我が国の高等教育のグローバル化を進めていく上でも重要となる。

このため、事業全体として、優れた成果・取り組みの蓄積・横展開(コロナ禍での対応含む)も含めた成果の十分な検証を行い、検証結果を踏まえて今後の我が国の大学の更なる国際化に求められる課題等について検討を行う。

各採択大学の事業評価(事後評価)については、事業終了翌年の令和6年度の実施を予定しているところ、本検証については、別途、スーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会の下に、有識者で構成される会議(以下、「検証部会」という。)を設置し、以下の要領にて開催する。

2. 検証事項

- ①SGUが推進してきた取り組みについて
 - ・世界トップレベルの大学との交流・連携
 - ・国際化に対応した、人事・教務システムの改革などの体質改善
 - ・学生のグローバル対応力育成のための体制強化ほか
- ②ステークホルダーからの評価・期待・課題について
- ③事業で得られた優れた成果・取り組みの蓄積・横展開について
- ④コロナ禍における新たな国際教育システムについて

3. 検討事項

- ・今後の我が国の大学の更なる国際化に求められる課題について

4. 部会の構成

- ・部会の構成は別紙の通りとする。
- ・部会に部会長・副部会長を置き、スーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会委員長の指名により選任する。
- ・必要に応じ、別紙の委員以外の者を追加することができる。

5. 守秘義務

- ・委員は、検証及び検討に関する秘密を他に漏らしてはならない。

6. 委員の委嘱期間

- ・委員の任期は、設置の日から令和5年3月31日までとする。

7. その他

- ・部会に関する庶務は、文部科学省高等教育局参事官(国際担当)が処理する。
- ・この決定に定めるもののほか、部会の運営に関する事項は必要に応じ部会に諮って定める。